

平成 23 年度 第 3 回 いしかわ森林環境基金評価委員会議事録要旨

日時 平成 23 年 10 月 11 日（火）13:30～

場所 県庁行政庁舎 第 1109 会議室

1. 開会

2. 農林水産部長あいさつ

3. 議事

いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の取組方向（中間とりまとめ）

（事務局より説明）

【質疑】

（委員長） ただいまの説明について、どのようなことでも良いので、質問、意見をいただきたい。

（委員） 全体として森林環境税の必要性であるとか、これまでのさまざまな成果について非常によくまとめてあり、良かったなということを今あらためて思っているが、一つは、この制度で間伐をしていただくということに感謝しながら、一方で、間伐した間伐材について気になっている。それは、手入れ不足林がたくさんあって、山肌が露出していて、全く草も生えないような状況の中で雨が降ることによって荒廃した山が侵食されたり、あるいは土がそのまま河川に流出したりするということを考えれば、強度間伐は非常によいことだと、過疎で高齢化した地域にとっては非常に助かったのだが、間伐した間伐材をどうして放置しておくのかということが私は気になっている。

この資料の 15 ページの下から 6 行目ぐらいの所では、「従来は利用価値がなく、林内に捨てられていた小径間伐材の需要が創出されるような状況も生まれている」とあるが、実際にどのように生まれているのか分からない。

16 ページの下の方の「まず」から始まる段落で、補助対象となるのは利用間伐を行う場合に限定した上でということが書いてある。「利用間伐を行う場合に限定した上で、搬出量に応じて助成額を引き上げるなど」と言っているが、その間伐材は利用の見込みのないところは全部山にそのまま流出しないように置いておくのか。私たちは、台風 19 号の後に崩壊した山から木の株や一緒に流出した木が河川へ流れ出て、橋の所に全部詰まって川の流

れを妨げたことから、田畑、あるいは住宅の方へ水が一気に流れ出して大変な被害を受けた経験を持っているので、防災上の観点から間伐した木を出すことについて、このどこにも触れられていないことが気になる。

それから二つ目は、枝打ちがされていない、いわゆる防災上も景観上も非常に悪いスギやアテの林があり、枝打ちしていない生い茂った葉が低位置の所にあつて、それが日を遮ることになると草も生えない状況が生まれてくるだろう。間伐とともに、枝打ちを税の中で何とか一緒にやっていただくことができれば、当初の荒れた山肌に草を生やすことにより山肌が強くなると感ずるが、それがこの文章の中に見当たらないので、そういったことが気になる。そのところは事務局の方でどのように考えておられるのか。もう一度確認ができればと思う。

(事務局) まず1点目は、防災上の観点から切り捨てた間伐材を出すことができないかという御指摘であるが、委員が説明されたとおり、森林の機能を確保していくための間伐の必要性についてはご理解はいただいている。環境税で強度間伐をやるというのが一つのやり方であり、それ以外に、造林公共事業を活用して利用間伐をやっていく。大きく分けてこの二つの体系がある。

本来であれば、伐った間伐材を使えるような形にもっていくのが一番望ましいことであり、ご異論のないところかと思う。そのときに、伐った材を外に出し、経済的に利用するということは、当然環境的側面だけではなく、経済的な個人の利益にも結び付くということで、それができないところを、税を徴収して環境税を導入してやっていこうというのが、環境税を導入したそもそもの経緯だったということを前提に考えると、間伐材を切り出して経済的な価値も生むものについてまで環境税の事業を充てていくことについてはなかなか難しい側面もあると考える。ただ、そうはいつでも、伐り捨てた間伐材が例えば台風が来たときに流れ出して、それで災害をさらに拡大させてしまうことがあってはならないので、それはこの税事業の中でも、例えば傾斜の強い所については流れ出さないような、切株に引っ掛けるような工夫もやりながら取り組んでいる。

それから枝打ちについても、基本的には同じような性格の議論が含まれていると思うが、森林技術の観点からすると枝打ちすれば当然光もたくさん入って、下層植生も豊かになり、森林の機能はさらに高まることはあるかと思う。実際環境税で枝打ちまでやっていただきたいという現場の声もあるのは事実。当然限られた財源を効率的に使っていく中で、取り

あえず間伐をヘクタール当たり 30 万円という単価でやってきている中で、さらに公益的機能のためだけに枝打ちまでやることについては、また一から立ち返って皆さんにご理解をいただくことが別途必要になり、これまでの運用においては、間伐をやる場所までというところで整理させていただいている。少なくとも間伐をやれば下層植生も豊かになっているデータも、私どもがこれまで実施しているモニタリング調査でもそれなりの結果が出ているので、最低限必要な所期の目的というのは達成できていると認識している。

(委員長) 私の理解では、利用間伐の量をできるだけ増やす方向で議論してきたということと、枝打ちについては何回も出ているが、公益的機能という目的税の趣旨からは、個人の財産価値が増えるということで実施しないというように私は理解している。

(委員) 言われたことはそのとおりだと思うが、過疎・高齢化が進んでいく中で、山の管理が行き届かないというのが現実問題というのが 1 点。2 点目とすれば、このまとめの中でも、森林環境税導入の中でも、そこに取り組む大義としては、私権というものを制限してでも、公共でやらなければならないという判断をどこかでやっている。それはグローバルな観点からの環境という問題であったり、あるいは一方で環境以外のことで考えたりと、どちらかといえばクマやイノシシの問題もあるのかもしれない。いろいろな問題を含んでいると思う。防災と環境を含めて考えたときに、それは個人の資産価値の問題だととらえると行政として仕事がやりにくいところがたくさんある。林業を守れないという現実をとらえたときに地域はどう考えるのかということになるので申し上げている。

(委員長) その点についていかがか。事務局で少しご説明を付け加えていただいたら。

(事務局) 今の主張は 2 点になるのかと思う。間伐をした木が林内に残され、台風のときに流木が出てきて、橋に引っ掛かって被害を増大させているということであるが、われわれの認識としては、奥山でやっている間伐の林地残材が災害のときに流れ出てきていて、そこで引っ掛かっているということはないと考えている。環境税事業として、きちんとした対策はしているので、周りに迷惑をかけているということはないのではないかと考えている。実際に流木が出てきている現実はあるが、それは別のところから出てきているのではないかと考える。例えば浅野川の水害も非常に大きい水害だったが、そこで出てきた流

木は、環境基金事業からではないと思っている。

それから枝打ちを行う必要というのはいろいろなところでは言われているが、一応、人工林について言えば、手入れがされている経済林と、されていないところが2万2000haある中で、既に1万400haはめどがついた。残りを間伐という形できちっとした対応でやることになっている。今までの流れからいくと、手入れ不足の2万2000haをまずは優先してやらせていただきたい。全体の予算の制約もあり、その辺はご理解をいただければありがたいと思っている。

(委員長) 委員は、私権を制限してでも公益的機能をとおっしゃったと思うが、それは法的整備を4月ごろにできたという話をお聞きしたように思う。その点、事務局より説明いただきたい。

(事務局) 今ほど言われたのは、森林法の改正の話のことかと思うが、16ページをおめくりいただくと、二つ目の段落の真ん中辺りから「また」という文章があるが、「また、森林法が一部改正され、『森林経営計画』制度の導入を盛り込んだ森林計画制度の見直しを行うとともに、森林所有者が不明であっても早急に間伐が必要な森林については、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができることとされた」と記載している。

この法律の改正自体は既に国会を通過しているが、実際の施行は来年の4月1日からということになっている。山村の現状を見たときに、所有者がどこにおられるのかも分からないという状況が全国的に増えてきており、それが理由で間伐ができないということであると、その影響というのは所有者個人にかかわらず広く全体の話に及ぶ。そういう懸念から、一定の手続き、ここでは市町村の権限ということがうたわれているが、例えば公示を一定期間やれば間伐できると、制度的にはそういうことも盛り込まれた。まさに公的な管理という意味では、制度的にもこういう形でどんどん強化されてきているのかというように理解している。

(委員長) 当然、ご存じのことかもしれないが、そんなことで少し私権を制限してもという方向だと私は理解している。委員がおっしゃる方向は議論が出ているが、なかなか満足のいくところまではいっていないという理解はしている。

それでは、そのほかのことについて質問ないか。問題は、前回から出ている21ページ、

22 ページで、これだけ事業量があって、この予算でどれだけできるかという具体的なスケジュールについては、委員からもご指摘があったように、ページは 2 枚だが、中身は骨子かと思う。意見を願います。

(委員) 確認するが、まず手入れ不足人工林の間伐は、前は 2 万 2000ha あって 1 万 ha 実施した。残り 1 万 1600ha について、利用間伐 4600ha を使うと 7000ha が残る。7000ha を環境税でやるということによいのか。

それから 2 番目の竹林整備は、全体で 2000ha あるが、いろいろやって 500ha のものと緩衝地帯の 50ha、この 550ha をやると言っている。

それからイノシシ、クマ等の問題は、緩衝地帯をモデル的にやるということで、5 年間で手入れ不足人工林の残りも含めて大体目安としてはやると言っている。そんな理解でよいのか。

(事務局) 言われるとおり。

(委員長) 間違いないか。

(事務局) はい。今ご指摘いただいたとおりで、その中で収支は大体バランスするのではないかという見通しを最後の表に整理させていただいた。

(委員) そうであればよく分かる。

ついでに言うと、気付いたことで 18 ページだが、下から 5~6 行目で、「森林環境税導入の意義や必然性は、導入から 5 年を経過した現在においても同等もしくはそれ以上に存在している」。あるいは今後の取組を、「当初予定した事業期間を踏まえ」、ここが国語的には分かるが、もう少し明快に。ここら辺が微妙に一人歩きするといけないという気が若干している。

(委員) 18 ページの下から 4 行目「森林環境税・・・同等もしくはそれ以上に依存しているものと考えられる」。これもどうか。

(委員) 私が前に言ったことに関係しているものもあるが、三つほど。これは非常に一般的なコメントだが、森林環境税について私は基本的に賛成なので、その上でということだが、これまで2回あり、そのときに出された資料はあまり説得力がないものが多かったのではないかという気がして、そのことは前にも申し上げた。

一つは、強度間伐をやって効果があったということが、例えば今日の資料では7ページの所に、木を伐ったら、そこにいろいろな広葉樹が生えてきたり、草で林床が覆われたことが出たり、それから9ページの所では水の保水力が良くなったということが示されている。それは当然だと思う。木を伐って明るくなれば、ほかの植物が生えてきたり、林床が変われば水の浸透能が変わったりということは、これは生態系というか、必ずそうなるはずなので、それはむしろそうならなかったら大変なことなので、ここはいいと思う。実際には先ほど委員がおっしゃったように林床にたくさん木が放置されている。そうすると、今のところは当然空いている所に木が出てくるので、これがその後どんな影響を及ぼすか、もう少し長く見てみる必要があるのではないかと思う。

それと、私はむしろ説得力がなかったと思うのは10ページの所、この森林環境税自体が林業関係者だけでは自助努力でやっていけないから、税金を投入して雇用をつくってそれで自然を良くする、林業関係者の活動をしやすくしていくという趣旨だろうと思う。そのときに、森に出ている雇用人数がずっと安定しているということが出ており、それ以上何も出ていない。税金を投入されて雇用するお金ができれば雇用人数は増えるだろうと思う。実際問題、これから5年間済んで、また5年間済んだときに、世界的な状況や社会的状況があると思うが、林業関係やそれを取り巻く社会がよりうまく森林を中心に回っていくような仕組みになるのだろうかというところが全然示されていない。それについては、どんな工夫がされているのか。それはこの会議で資料に出てこなくてもいいと思うが、そういうことについては全く示されていなくて、税金が投入された後で、それで雇用することしか出ていない。何年かしたときに、森林をよりうまく活用して、それで森林で雇用がもっと増えて、いい方に循環していくということは、ぜひどこかで説明してほしいと思う。それが一番の効果の測定という点で、あまり説明が十分できなかったという気がする。

それから二つ目だが、これも言ったと思うが、石川県全体の地図があって、そこに手入れ不足の人工林があったり、いろいろなグレードの森林があり、これでどこをどのように整備して、強度間伐したり利用間伐したりしながら活用していくかということについて、

全体的な GIS とか利用図の分布などが要るのではないかと申し上げたが、それはまだ出てきていないと思う。局部的には出てきたが。これから石川県の自然の生態系、二次的な自然、里山里海や世界農業遺産などについて取り組んでいこうとすると、石川県全体の森林の状況や水田を含めた農地についての GIS というか、情報の整理が必要だと思う。この会議では森林、特に手入れ不足林について扱っているわけなので、ここの直接のものではないのかもしれないが、そういうデータ整備をやらないとデータ貯蔵がなかなか進まないと思う。ここでは非常に注意深く「里山」という言葉が全然使われていない。しかし、実際には別の会議でやっている里山と非常にオーバーラップしている。竹林に関しては特にそうだと思う。実際には森林の横に水田があったり、畑があったり、集落があったりする。水田についてはまた別のデータベース、一筆ずつのデータもあると聞かすが、しかし両方まとめて見たいと思っても全くできない状態である。なので、県土の森林の変遷や現状をまとめられるような基盤データの整理をぜひしてほしいと思う。それは必ずしも森林環境税でした方がいいと言っているわけではない。

それから三つ目は、今も既に申し上げたが、里山里海や世界農業遺産などを縦割りではなくやっていくのだと知事も常々おっしゃっているわけだが、そういうことが全く出てこなくて非常に不思議な気がする。それは縦割りになっていることなのだろうと思う。それはそう簡単に解消できないし、そんなことを要求しているわけではないのだが、里山や世界農業遺産について、どのように事業をどうするのか、どのように現状の中で融合的にできるか、そういうことを考えていただいた方がいいのではないかなと思う。

例えば世界農業遺産については、おそらく2年に1回だと思うが、チェックポイントの国際会議があり、そのときに石川県の能登半島が選ばれているが、そのときに森林環境税が施行されているということは、世界農業遺産に取り組んでいるということの大変良い実例だと思う。それでいろいろなところが森林環境税によって森林を元気にして、森林にかかわる人も元気になっている。そういう説明が十分にできるし、同じことは SATOYAMA イニシアティブというのを石川県もやっておられるが、このときにも森林環境税を使っているいろいろな実施をしている、こういう実例になっていくと思う。

今、非常に一般的な点を三つ申し上げたが、検討していただけたらと思う。

(委員長) ただ今のご指摘について、どのように対応されるか。もし分かっていることがあったら、事務局より説明されたい。

(事務局) 委員のご指摘、非常に大きな視野からいただいたと思っている。おっしゃるとおりで、雇用の人数は、森林環境税で増えた人数だけがここに示されているが、委員のご指摘の話では、これはわれわれの森林・林業行政全体で受け止めるような話だと思っている。そういう中で、われわれ森林・林業・木材産業振興ビジョンというのを2011年に作り、全体をどうしていこうかということでやっている。委員も十分ご理解いただいている、必ずしもここで言う話でなくてもいいということだが、そういった問題意識をわれわれも非常に強く持っており、全体の中でしっかりと位置付けてやっていかなければいけないと思っている。ただ、ここに紹介させていただくのはこの制度でご理解いただければありがたいと思っているが、いろいろな場でそういったものについて考えていきたいと思う。

そして、里山や世界遺産のことについてもご指摘いただいたが、これもやはり県庁全体で受け止めていくような話だと思っている。今の雇用の話と一緒に全体の話に波及していくが、われわれが気にしているのは、この仕事のためにわざわざ税金を集めさせていただいているということなので、その目的にきちっとミートした話に集中して表現している面はある。いずれにしても、委員のご指摘なられたような点については、われわれ行政全体として受け止めて、しっかりとした対応をしていかなければいけないと思っている。

(委員長) 総論としてよろしかったか。

(事務局) あと1点。データを整備するべきだというご指摘かと思うが、前回の委員会でも局所的とおっしゃられたが、金沢市の事例で、こういう場合には環境税で強度間伐をやる、こういう場合は道も付けて利用間伐をやると、模式的にご説明した。

基本的には私ども森林の情報をデータベースで管理しているので、それぞれの地番ごとにどういう樹種があるのか、森林所有者が誰か、面積がどうか、一個一個のかたまりが、本当に所有者が小規模だということの裏返しなのだろうが、平均的には0.1haぐらいのものか。それで石川県内の県土の7割といわれる森林28万haのうちの国有林を除く民有林が25万haあるので、一つのデータが0.1haというだけで250万個のデータを管理しており、そういう中でデータの精度をどのように向上させていくのか。実際にこれを使う利用者がおられるわけで、それは市町の行政主体であったり、森林組合等の林業事業体であったり、そういうところがこういうものに基づいて計画を立てていく。そういう中でデー

タの整備をしているところだが、それを具体的にどういう形でお見せするかというのは、それぞれの考えられるイメージというのもあろうかと思う。それを5000分の1の地図で全県的に出してほしいということであれば、それは枚数が何枚もということになるので、そこは必要な形での提供はこれからもさせていただければと。ただ、環境税や利用間伐みたいなものがどういうところにどのように当てはめていくかということについては、基本的には前回お見せしたような図面が一番分かりやすいという趣旨でお出ししている。もし、それでも不十分というご指摘があれば、またそれは別途検討したいと思う。

(委員) 私が申し上げたのは、一つの保有林があって所有者の個人情報がいろいろあると思う。そういう非常にベーシックな情報があるわけだが、むしろ私が指摘しているのは、情報と情報のつながりである。ここは森林環境税の話なので、それぞれ所有者がうまく分けていると思う。だが同時に森林だけでなく横に農地があったり、集落があったりするわけで、それは別の機会に、両方が同時に見られて、あるいはそこに貴重な植物が林内にある場合もあるし、そうでない場合もあると思う。そのような使いやすいデータベース。それは個人情報も入るし、そういうものを県庁として持っていただければいいのではないかということで申し上げた。

(委員長) 全体を俯瞰するようなものをスケールダウンして、だんだん小さいものを分かるようにする、そのつながりを出していく。そういうご指摘かと思う。県全体の個人の所有森林まで示していただいてもわれわれもどうしようもないので、そういう話ではないと思う。

(委員) 私の言ったのは三つとも要望である。

(委員長) それでは委員がおっしゃった、ここに表現しにくいということで重要なことは、森林環境税が地域の活性化と高齢化社会にどのように貢献していくかということの引き金になるようなことをどこかで入れる必要があるのではないか。それから世界農業遺産、里山というのを別途やっているのだから、そういうことのかかわり合いも、ここに書く必要はないにしても、できれば確認してほしいということだったと思う。それから今の情報の整理について、森林管理課の方で全体の中の位置付けができるようなことを考えていただき

たいということであった。そんなことで、よろしいか。

(委員) 先ほど委員の発言にあったように、山村は思ったより高齢化が進んでいる。それから、不在村の方々も本当に無関心の方が増えてきており、環境税の間伐を勧めても、なかなか素直に同意していただけないという問題もいろいろ発生しつつある。そういうことで、石川県も5年前からこれに着手していただいて、もう半分くらいできたということなので、本当にこれは早く対応していただいてよかったと思って感謝している。

今ほどの数字では残り1万1000haくらいのものが、4000haくらいが利用間伐の方向でいくという数字が出された。これは環境税であると伐り捨て間伐になるが、利用間伐になると伐った木はみんな出して利用するということもあるし、今お話のあったような枝打ちもできるということで、そうすれば下の下層植生も生えてくると思う。そういうことで、私も山を管理している者として、この4000haで満足することなく、もっと林道を入れながら、もっとたくさん5000ha、6000haが経済林になるように努力しなければいけないと思っている。

それから竹の問題については、この会合で何回も私は説明したり現場を見ていただいたりして、ご理解をいただけて喜んでいる。ただ一つ残ったのは、クマ、イノシシの被害だが、これについては説明してきたが、とにかく山を守っているのは山村の住民の方である。山村の厳しい中で住民の方が守るのを放棄したら、それこそ環境林どころではなくて山全体が荒れてしまう。何とか山村の方々をしっかりと守ることによって山を守るという観点から、山に住みやすくするようにイノシシやクマからも安心して山に生活できるようにしていただきたい。そんな趣旨で、クマ、イノシシの対策もお願いしていたのだが、これから見ると、県民参加による森づくりの中からの1割で対応するという事になっている。試験的、モデル的ということなので、それでもいいのかと思うが、もう少し具体的な考え方をお聞かせ願いたい。

(委員長) ただ今の指摘について、事務局の方からご説明されたい。

(委員) 1割をどう思っているのか。

(委員長) 50haで本当に大丈夫かと。

(事務局) 野生獣の問題については、今年度1回目、2回目を通してずっと議論させていただいたとおりで、事業規模の試算をお示しする中では、県民参加の森づくり、あるいは県民理解増進という項目の中に整理をさせていただいている。この考え方というのは、ハード事業、手入れ不足人工林の整備というのは、森林の公益的機能を守るために、どのくらいやらなければいけない場所があって、事業規模の試算なり、一定の事業計画みたいなものがある、それを全体的な進行管理に基づいて取り組んでいくものという概念なのかと。

一方、クマ、イノシシの問題というのは、これまで2回の委員会の中で必要性については認識をだいぶ共有されたのかというように思うが、ただ、どれくらいやらなければいけないかというのを事業規模の試算として示してくださいと言われるときに、現実には難しい側面があるのも事実である。県民参加の森づくりについては、個々の事業をこれだけやらなければいけないというハード事業の性格とは異なっており、個々の事業の所要額の積み上げが基本的にできないものをソフトの中に整理している。そういう中で、クマ、イノシシの野生獣が出てこないための森林整備については、これから新しく取り組んでいくこともあるし、1回整備した後、またやぶ化して元の木阿弥になっては、やった効果が出ないということで、そういう事態を防ぐためにも現場の管理体制がしっかりできることを支援対象としていかなければいけない。そういう体制の確認や市町のボランティアの方々など地元の声を聞きながら、今後具体的にどれくらいやるかについては、現場の要望を聞きながら毎年度の予算の中で決めていく形が一番望ましいという趣旨で今回このような整理をした。ただ、実際の運用については、施策の効果や必要性を当然検証していくので、1割程度という原則はあるが、そこは柔軟に対応していけばいいのかという考えでいる。

(委員長) 評価委員会を毎年実施しているので、そこでまた諮っていただいているものもあるかもしれない。

(事務局) 補足させていただくと、委員の方から山を守っているのは住民であるというお話があったが、どこを守っているかということ、山を守っているだけではなくて、そこが浸食されるとそれがどんどん下流の方に来るので、全体を守っているような重い使命を持った防衛をしていただいているのかというように思っている。そしてまた、われわれの今回

の整理は、理解の増進というところに入ってくるので、ぜひ積極的にこういった取組をして、この取組は非常に効果が高いということを県民の方々によく分かっていただくように、いろいろな工夫をしながらしっかりと取り組んでいくべきではないかと思っている。

(委員) 表現がパブリックコメントを意識されて、担当者にとっては優しくなっているのだが、それでも、これは5行目か、「更に」は平仮名の方がいい。「促進を更に進めること」。「さらに」は平仮名だと思う。それからその次の次だが、条文は固いが、それから4ページ一番冒頭の「事業費及び財源内容」の「及び」も平仮名の方がいい。「及び」はできるだけ県民に分かりやすく。それから「恐れ」も平仮名の方がいい。4ページの下から4行目の「恐れ」も平仮名。

それと「侵入」は進む進入じゃないか。つまり、他の地域に不法に入ることを入入という。「侵入」という概念は、法律用語。だから確かに竹林が不法に入っているのではなくて、竹林に進入するのではないか。「進む」の入るではないかと考える。侵入という言葉はどうもピンとこない。「侵入」と言うと、住居侵入と考える。

9ページ、先ほど浸透能という保水力がでたが、浸透能という言葉が上から3行目にできており、この下に図があって、その下に最大浸透能(保水力)とあるが、この保水力は上の浸透能のところで、カッコで説明した方がいい。一番最初にでてくるのはこれで、ここで説明するのが普通。

前段はよくまとまっているし、何も言うことはない。先ほどの委員が指摘した最後の「V いしかわ森林環境基金事業の今後のあり方」。まず、18ページの下から2段落目、このカッコの中の「県民の理解の協力のもと、(中略)社会全体で森林を支えている意義や必然性」は「意義および必要性」かと。これは違和感がある。「必然性」と言うより、「必要性」ではないか。「導入から5年が経過した現在においても、なお存在しているものと考えられる」ぐらいで「同等もしくはそれ以上に存在している」というのは、固い。ここはもう少しやわらかい言葉でまとめられた方がいいかと思う。それから最後の段落の「豊かな県民生活を支えてくれる」の「何々してくれる」は不要で、「生活を支えるかけがえのない森林」でいいと思う。

それからこの次のページの、「1 手入れ不足人工林の整備」は手直ししたい。例えば、1段落目の「必要がある」まではいいが、その下に図があって、その後は、「その場合」とか「この際」とかの重複用語が多く、「この際」というのは「その場合」かと思ってみると

また、「その場合」が下にでてくる。このあたりの間投詞の使い方が非常にまずいと思う。

それから「条件が不利な地域で間伐材の搬出が困難な手入れ不足」は、同じことをいつている。「条件が不利な地域で」は必要ない。「間伐材の搬出が困難な手入れ不足人工林を対象とする」でよいと思う。そして、「求めることが困難であり」は、「求めることなく」にするか。次の「目指す」は「目指すこととする」かと思うが、けれどもまた次の文章で「こととする」がでてくる。ここは一番最後の非常に重要な部分になってくると思うので、よく練って、まとめてもらいたいと思う。

次の段落、「従って」は、ここでは合わないと思う。「その事業の実施にあたっては引き続き所有者に負担を求めないかわりに」が、2回も3回も繰り返される。だから「前期と同様」とか。

次の段落、これは「一方」は「他方」かと思う。本当にもう一度、検討すること。

そして、次のページでは、「さらに」、「この際」、「この場合」となっているので、もう少しスマートな用語を繋がれた方がいいと思う。2段目の「発生源の再度の侵入を防ぐことが出来ない」は「防ぐことは容易ではない」とかできないか。この辺は、ざっと見ただけなので、確定ではないが、このような疑問を提示しておく。そして、最後の3行目。「この場合」は「また」でいいのではないか。

その下の(1)がものすごく読みづらく、先ほどの説明でも、なんとなく滞りがちに読まれたが、読みづらい。だから例えば、「見通しの悪い藪化していること、」とか「農地として利用されなくなった土地の森林化による出沒助長、」とか、パブリックコメントとして公表されるので、文章はよろしく願いたい。

(委員長)

ほかにご意見ないか。

(委員) 先ほど来からいろいろと行政の方の取組や各委員の論議があったが、森林環境事業の整備というのは大事なことであるが、これに伴ういろいろな問題点が出てきている。一番先に委員が言われた、伐採した木をどうしておくのかと。これは整理しておかないと、大雨が来たときの水害のおそれがあり非常に危険だと思う。それと、竹というのはほとんど毎年出るので、整備してもイタチごっこのような感じで、果たして人間のやっている整備がそれに勝てるのかということが一つ疑問に思う。最後に、人手不足の問題だが、これ

は高齢化社会では誰しも考えることであって、そういうものに対してボランティア活動を期待しても限度があると思う。森林の環境整備となってくると、今の災害による被災地や、雪国では大雪が降ったときに人手不足が深刻なので、やはり一番頼れる建設業界を頼る方法をとったらどうか。それには多少の予算もかかるだろうが、許される予算の範囲内でそういうことも今後は必要ではないか。それでなかったら、いくらかかるにしても、森林の良い手入れはできないと思う。

(委員長) 今の3点、ご勘案願う。

(事務局) これは繰り返しになるが、伐採木は搬出できない場所についてやっているわけで、林地内できちっとした処理をやっている。

それから、竹の手当てはイタチごっこではないかというお話があったが、確かに繁殖力は強いが、今回の環境税でやる分については一定の成果がきちっと見込めるところということで整理をしてご提案している。その状況を見て、またいろいろな応用動作が必要になると思うが、今の時点では一つの成果が出るものというようにわれわれとしてはセットしている。

それから人手の問題については、確かにボランティアだけでは難しい。環境税の中でも、副次的な効果として雇用の確保になった。建設業の方も入っていただいております、そういう面の効果もあるが、今のご指摘はおそらく森林環境税の仕事に限定したことでなくて、森林の管理全体について建設業界にも手伝ってもらったらどうかというご指摘ではないかと思うが、それはおそらくそのとおりではないかと思うので、森林行政全体の中でそういうことも受け止めて対応していく必要があるのかと感じている。

(委員長) 他にお気付きの点があったら簡単にお問い合わせいたします。

(委員) 私は希望というよりも、いろいろご苦労の中から本当に難しい点はたくさんあると思うが、環境税を5年たって、県民の皆さんに理解いただいて今後導入していかれるように願っている。

(委員) 第1回目の委員会では、私の思いを十分伝えさせていただいたので、これ以上

意見を述べることはないかと思うが、もっと利用間伐が増えることでハードの方で予算的に余裕があったら、具体的に体験的な森林ツアーというのも一つの方法かと思うが、また山、川、海がどうかかわっているかという県民に分かりやすい小冊子の発行や、DVD のようなものも教材として提供していただければ、より一層県民の方に啓発できるのではないかと思う。

(委員長) ほかに特に言い残したこと、発言がないようなら、委員の皆さまの意見、おおむね出尽くしたのではないかと思う。今日出た意見を字句の修正等も含めて事務局の方で、よく検討していただき、パブリックコメントに出していただくということで、委員の皆さま、ご了承いただけるか。それでは議事としては以上で終わらせていただき、今後の予定について、事務局から説明していただく。